

1 節 履修登録

I 履修登録の基本的な考え方（正科生）

1 履修登録とは

履修登録とは、自分の学びたい科目や目指す資格・免許状の取得に必要な科目を各自が選び、毎年学年のはじめや定められた時期などに登録を行うことで、学習を開始するにあたって最初に行うものです。

2 履修登録でできること

履修登録を行うことにより、登録した科目の教科書が自宅などの指定された場所に送られてきます。履修登録によって、レポート学習や科目修了試験、スクーリングなどの学習を行うことができます。

言い換えれば、履修登録を行わないと、学習上において重要なそれらのことがすべてできないため、順調に学習を進めていくうえでは履修登録が欠かせません。

II 履修登録のルール

1 履修登録の時期

履修登録は、下記の時期に行うことができます。

1) 入学時

入学許可証と同時に、履修希望科目登録用紙が送られてきますので、入学初年度の履修登録を行ってください。

2) 進級時

入学翌年度（進級時）以降の履修登録につきましては、進級時に学費を納入した後

に履修希望科目登録用紙が送られてきますので、翌年度の履修登録を行ってください（進級時の学費納入手続きは、p. 244参照）。

3) 追加履修登録時

年度内において、定められた時期（4月生は6・11月、10月生は11・2・6月）に追加で履修登録できる期間が設けられています。申込方法などについては、機関誌『With』にてその都度ご案内します（追加履修登録については、p. 83～84参照）。

2 「授業料の範囲内で履修登録できる単位数」と「超過履修」

正科生が授業料の範囲内で1年間に履修登録できる単位数は、40単位までです。本学は4年制大学のため、卒業までに授業料の範囲内で履修登録できる単位数は、1年次入学者が40単位×4年=160単位、2年次編入入学者が40単位×3年=120単位、3年次編入入学者が40単位×2年=80単位までとなります。5年次以降は「在籍延長」という扱いになりますので、授業料の範囲内で履修登録できる単位数が加算されることはありません。

また、各年次において授業料の範囲内で履修登録できる単位数を超えて履修登録する場合は、超過履修費（1単位につき5,000円）がかかります。

正科生として在学した年数	授業料の範囲内で履修登録できる単位数
1年	40単位
1～3年次（編）入学者が2年	80単位
1～2年次（編）入学者が3年	120単位
1年次入学者が4年	160単位

3 各履修登録時期における登録単位数の上限

1) 入学初年度

入学初年度の初回履修登録時は、必ず40単位以内に収めて科目を選択してください。
また、入学初年度でも、年度内における追加履修登録時は40単位（授業料の範囲）+10単位（超過履修分）=50単位までの登録ができます。

2) 進級時

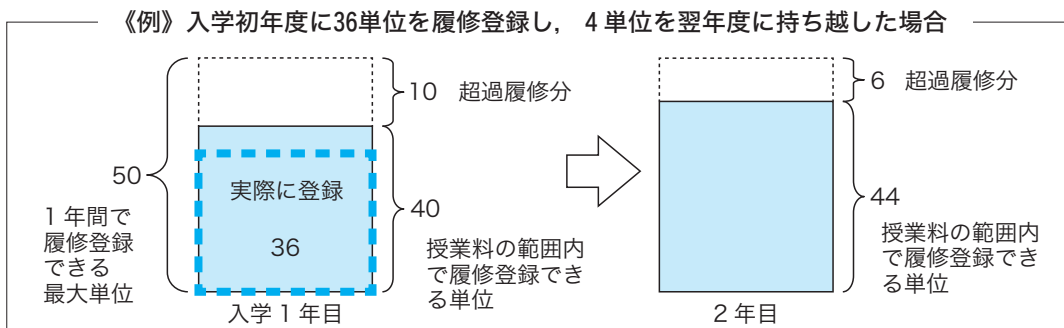
進級時の履修登録は、原則として40単位（授業料の範囲）+10単位（超過履修分）=50単位まで登録できますので、資格取得のための指定科目に不足がないかなどを確認したうえで登録してください。

なお、前年度から授業料の範囲内で履修登録できる単位を一部持ち越した場合は、1

年間に履修登録できる単位数の上限（50単位）に変わりはありませんが、持ち越した単位を授業料の範囲内で履修登録できる単位数（40単位）に加算することができます。例えば、授業料の範囲内で履修登録できる単位を4単位持ち越した場合、翌年度は44単位までを超過履修費がかからずに履修登録できます（下表参照）。

3) 追加履修登録時

年次にかかわらず、1年間に履修登録できる単位数の上限（50単位）以内であれば、追加履修登録時期に履修登録ができます（詳しくは、p. 83～84参照）。なお、その際においても授業料の範囲内で履修登録できる単位数を超えた場合は超過履修費がかかりますので、ご注意ください。



4 履修科目を決める際の留意点

1) 卒業、資格

卒業や、めざす資格の取得に必要な科目を選んでいるか、確認してください（卒業→p. 41～45および7章、資格→3章）。

2) 配当年次

開設授業科目一覧（p. 49～52, 64～67）のうち、「配当年次」がご自身の学年以下の科目を履修登録することができます。

3) セット履修科目

下表の右側の科目は、先または同時に左側の科目の履修登録をしないと、履修登録できません。

先または同時に履修登録が必要な科目	左記の科目の履修登録がないと登録ができない科目
高齢者福祉論	介護概論・介護技術
福祉法学	更生保護制度論
社会福祉援助技術論A	社会福祉援助技術論B

社会福祉援助技術演習A	社会福祉援助技術演習B・C
社会福祉援助技術実習指導A	社会福祉援助技術実習指導B・実習
精神保健福祉援助演習A	精神保健福祉援助演習B・C
精神保健福祉援助実習指導A	精神保健福祉援助実習指導B・実習A・実習B
精神保健福祉の理論	精神保健福祉援助技術各論
精神保健福祉のサービス	精神障害者の生活支援システム
福祉法学・精神保健福祉のサービス	精神保健福祉の制度
精神保健福祉援助技術総論Ⅰ	精神保健福祉援助技術総論Ⅱ
福祉心理学	人格心理学
カウンセリングⅠ	カウンセリング演習Ⅰ，心理療法各論

また、下記の科目は同時に履修登録を行ってください。

《社会福祉士・精神保健福祉士 実習受講者》

- ・「社会福祉援助技術演習A」と「社会福祉援助技術実習指導A」
- ・「社会福祉援助技術演習C」と「社会福祉援助技術実習指導B・実習」
- ・「精神保健福祉援助演習B」と「精神保健福祉援助実習指導A・実習A」
- ・「精神保健福祉援助演習C」と「精神保健福祉援助実習指導B・実習B」

4) 受講条件のある科目

「心理学研究法Ⅰ・Ⅱ」「社会福祉援助技術演習A・B・C」「精神保健福祉援助演習A・B・C」および実習科目など、一部の科目について、スクーリング受講申込時点などで受講条件が課され、達成条件に含まれている他の科目についても、同時に履修登録しておく必要があります（p. 68～69および3章参照）。

5) スクーリング受講予定の科目

スクーリングは、履修登録をしていないと受講することができませんので、スクーリング開講予定（『試験・スクーリング情報ブック』参照）を参考に、科目を決めてください。

- ・スクーリング開講予定：毎年1～3月ごろ確定
- ・10月生：各年次の後半については、スクーリング開講予定が判明していないため、履修登録時は、これまでのスクーリング開講実績を参考にしながら科目を決めていくことになりますが、資格取得のために既に履修登録科目が決まっている方以外は、履修登録時にある程度少なく履修登録を行い、2月の追加履修登録を活用することも検討してください。

6) 履修登録単位数

前項3を参考に、履修登録単位数の上限を確認しながら科目を決めてください。

7) 本学通信教育部 正科生・科目等履修生から再入学した方

過去の在籍期間中に履修登録し、学習途中（単位未修得）の科目については、再入学後に履修登録を行えば、これまでのレポートや科目修了試験、スクーリングの成績は継続されます。

ただし、科目によっては、システム上で自動的に成績移行の処理が行われない（あるいは、ルール上認められない）ものもありますので、ご不明な方は、履修登録後に本学へお問い合わせください。

8) 履修登録に算入しない単位

下記のは、授業料の範囲内で履修登録できる単位数（年間40単位）には含まれません。

- ①出願時に個別に認定された科目の単位
- ②産業能率大学等の「単位互換にもとづく認定単位」

5 幼保特例講座の科目を履修登録する方（p.148～154参照）

自身が特例講座受講対象であることを確認のうえ、履修登録の際に、「保育士証または幼稚園教諭免許状のコピー」を同封してください。

6 登録科目の変更

一度履修登録した科目は、原則として取り消すことができません。単位修得を放棄する「履修放棄」については、p. 85を参照ください。

7 超過履修時の教科書発送時期

超過履修費が発生する場合、教科書の発送は超過履修費の納入後になります。また、特講科目を含む履修取消ができなくなりますので、ご注意ください。

8 履修方法の設定時期

履修登録の時点では、履修方法「R or SR」の科目について、RかSRかを決めておく必要はありません。ご自身の学習計画に合わせて、設定してください（履修方法：p. 12参照）。